

# ○甲賀市下水道審議会規則

平成26年1月8日

規則第3号改正

平成27年4月1日規則第18号

平成28年3月23日規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、甲賀市附属機関設置条例（平成25年甲賀市条例第35号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、甲賀市下水道審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、条例第2条第1項に規定する審議会の担任する事務について調査及び審議し、その結果を市長に答申する。

2 条例第2条第1項に規定する審議会の担任する事務の細目については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 下水道維持管理に関すること。
- (2) 下水道使用料に関すること。
- (3) 下水道事業受益者負担金に関すること。
- (4) 下水道事業計画に関すること。
- (5) 浄化槽に関すること。
- (6) その他市長が下水道事業に関し必要と認める事項に関すること。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長

の決するところによる。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、上下水道部上下水道総務課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

付 則 (平成27年規則第18号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

付 則 (平成28年規則第20号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。